

## 個人情報保護審議会（第56回）会議録

### 1 会議の日時及び場所

#### (1) 日 時

平成15年9月2日(火)午前9時45分～12時15分

#### (2) 場 所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 7階 「寿」

### 2 出席委員の氏名

山下 淳          岸本 洋子          赤坂 正浩          上羽 慶市          齋藤 修

### 3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室長          浜田 充啓          個人情報・行政手続係長          白井 重孝  
県民情報室          中谷 真紀子          県民情報室          桂 和久

### 4 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

（県土整備部県土企画局契約・建設業室）

室長                  大上 義民          課長補佐          植田 昌邦  
主査                  倉橋 勝也

### 5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

(1) 諮問受付番号15-2号案件（オンライン結合による提供の制限の例外の件）

【建設業者の監督処分に係る情報の公表について】

(2) 諮問受付番号15-3号案件（利用及び提供の制限の例外の件）

【刑事訴訟法第279条に基づく裁判所からの照会に対する回答について】

個人情報保護条例の見直しについて

### 6 議事の要旨

調査審議事項

(1) 諮問受付番号15-2号案件（オンライン結合による提供の制限の例外の件）

委 員： 諮問受付番号15-2号案件について、実施機関（県土整備部  
県土企画局契約・建設業室）より説明していただく。

県土整備部県土企画局契約・建設業室 着席

県土整備部県土企画局契約・建設業室の職員から説明が行われた。

委 員： ただいまの説明について、各委員からのご意見・ご質問を伺い  
たい。

委 員： 建設業法の定めでは、知事が監督処分した場合に公表する方法  
はあくまでも県公報か監督処分簿に掲載することである。県ホーム  
ムページで公表することについて、既に許可を得ている業者に対

し、どのように説明していくのか。

契約・建設業室： 県ホームページ上で掲載するほか、決算変更届等の諸届、あるいは経営事項審査申請書の提出時に周知することとする。

委員： ケースは過去にあるのか。

契約・建設業室： ない。

委員： ないのに書くのはなぜか。

契約・建設業室： 過去にはないが、例えば不服申立ての結果、原処分と異なる処分を改めて行うケースなどを想定している。

委員： 建設業法の規定を見ると、許可の取消は公報にのみ掲載する、また、指示処分は監督処分簿にのみ掲載する、しかし、営業の停止は双方に掲載する、使い分けの趣旨は何か。

契約・建設業室： 許可の取消処分は、許可を取り消してしまうと許可業者ではなくなってしまうので、許可業者についての監督処分簿には掲載しない。許可の取消、営業の停止処分は、公報に掲載することにより新たな取引関係に入らないようにしている。

委員： 掲載情報に誤りがある場合は、速やかに削除するということがあるが、過去に県のホームページに載せていて、そのような例があるのか。

事務局： 過去に1回だけ、同窓生の紹介で、所属していたクラブ名の記載を間違えたことがあると聞いている。

委員： 目的が県民の取引の安全確保と不良不適格業者の排除となっていて、そのために周知徹底するということなので説明としては納得できるが、事実上、一種の制裁的な扱いでもあるので、監督処分そのものに間違いがあってはならない。

委員： 処分自体が違法な場合の公表は、県の公報、監督処分簿とインターネット上での公表との二重になるので、間違っていた場合の問題は難しくなる。

契約・建設業室： 監督処分は、行政手続法にいう不利益処分に当たるので、事前救済手続として聴聞又は弁明の機会を与えることとしているので、その意味において誤りはないものと考えているが、委員ご指摘の趣旨も踏まえ、今後も適正に対応していきたい。

県土整備部県土企画局契約・建設業室 退席

委員： 公告とか処分簿に掲載された後、不服申立てや訴訟で処分自身が覆されたときは、処分を取り消したことを改めて掲載するのか。

事務局： 県公報において、処分を取り消したことを改めて掲載するというルールがあるのかどうかは調べないとわからない。

委員： 県ホームページにおける個人情報の取扱いとして誤りがある場合、削除だけでなく、誤りがあった旨の掲載も行うことがルールになっているのか。

委員： 県ホームページで行政処分した事業者を広く県民に公表する場合、事後的に取消しや変更があったときにその旨を同じホームー

ページ上で情報提供すべきなのか、単に書き直すだけで済ませるのかは、本件だけでなく他の類似する不利益処分の情報提供にも関わってくるので、重要な処分だけに限るのか等も含めて、一般的なルールを策定することの検討をお願いしたい。

委員： ただ、今回諮問のあった件は、前回の入札参加資格制限案件の公表の件と同様の個人情報保護措置が講じられているので、これを認める方向で答申してはどうか。

委員： 異議なし。

委員： 事務局から事前に送付されてきた資料を見て、答申の試案を作成した。何か、意見はないか。

委員： 「公表」が二つあるので、前半のものに（ ）書きでその内容（公報による公告、建設業者監督処分簿の閲覧）を記載してはどうか。

委員： 修正を入れて答申することでよいか。

委員： 異議なし。

## (2) 諮問受付番号15 - 3号案件（利用及び提供の制限の例外の件）

委員： 諮問受付番号15 - 3号案件について、事務局より説明していただく。

事務局から説明が行われた。

委員： ただいまの説明について、各委員からのご意見・ご質問を伺いたい。

委員： 司法機関からの照会を拒否することが感覚的に理解できない。

事務局： 場合によっては提出を拒否することもあり得る。

私どもの考え方は、資料 P.8 でまとめさせていただいたが、裁判所によって、差押物の提出命令がなされる場合は、命令の必要性、理由についてかなり高い相当性の斟酌がなされているが、今回の刑事訴訟法第279条については、令状執行でもなく、その意味で照会する側の相当性の斟酌のレベルはやや低い。このため、個人情報を提供する実施機関において相当性の斟酌が必要になると考えている。

委員： 県が提出しなかった場合、裁判所がそれを本当に必要とするのであれば、強制的に提出を求める方法はあるのか。

事務局： 最終的には、刑事訴訟法第99条に基づく令状執行という形であり得る。

委員： 裁判官は訴訟を指揮する立場にあり、裁判官からの照会のもつ意味は大きいと思う。

委員： 個人情報を保護しないといけないという県独自の公益があり、義務づけ規定がどの程度のものかの解釈にもよるが、裁判所相手だったら必ずしも無条件に提出してもよいとは言い切れないのではないか。これは、民放が取材フィルムの提出命令を拒否して争

った例があるように、別の利益を守る公益上の必要があるとか、権利があるときには、裁判所を相手に争う道はある。

委員： この条項に基づく裁判所からの照会で提供を求めてくるのは、病院のカルテや知的障害等の相談記録が想定され、個人の病状などのセンシティブな情報であるのが気になっている。もちろん、裁判所がそれなりの必要性の判断を行っているとは思いますが。

委員： 裁判所がどこまで必要性を考えて文書取り寄せしているのかわからない。

委員： 裁判所の照会は重いのは重いですが、前科についての弁護士会照会に京都市が応じたところ、名誉毀損やプライバシー侵害で訴えられ、負けたことがある。公務所がその種の照会に漫然と応じるのは具合が悪いという判例もある。

委員： 裁判どころは県としては関係のない話で、県は県民のプライバシーをどう守るかが重要だ。

委員： もし、裁判所が本当に必要なら、刑事訴訟法第99条を使えばいい話である。

委員： 任意に協力すべきかどうかという問題である。

事務局： 協力するに際して、個人情報取り扱いの適正さを確保したいと考えている。実施機関が提供する個人情報に制限をかけるというのは、例えば、県立病院の精神科のカルテのように、その場限りの情報というものは出せないことになることなどもある。つまり、個々の情報収集の経緯や目的を勘案して、いくら裁判所から提供を求められても、個人の権利利益を守るために協力できないということもあり得る。

委員： そうであるのなら回答する際の明確な基準が必要ではないか。

委員： その基準は、事務局が用意している案のように裁判所での必要性と、文書の性格、提出した情報が裁判所の訴訟記録としてどういう風に取り扱われるのかという問題の3つのバランスの問題ではないか。

委員： 文書取寄せをした検察や弁護側が意図していたものと違っていった場合、証拠として使わない場合もあるが、申請した側が書証として裁判所に提出すれば、例えば弁護人が申請した書証として、裁判所の記録として残り、ニュースソースは県ということになる。

委員： こういった形での裁判所からの照会は、責任能力絡みのものが想定されるからセンシティブな個人情報を提供する面からたいへん気になる。本当に必要なのか説明が欲しいところだ。

委員： 相談記録は本人も見えない場合もあるのか。

事務局： あり得る。

委員： これまでの議論を踏まえると、問題は事務局案による回答の基準、要件、これをどのように判断するのかということだ。

県としては、どのように判断するのか。

- 事務局： 検察官からの照会（刑事訴訟法第197条）の場合は、照会の目的の所見を求める。
- 委員： そうだとすれば、この条項に基づく照会については裁判所に事情を聞くのか。
- 事務局： 書記官になると思うが。書記官に照会の必要性や訴訟期日において明らかにされた弁護士又は検察官の請求の趣旨を聞くことになる。
- 委員： 県の対応としては、資料 P.2(3) イにあるように、相手が裁判所であろうが、個人情報の慎重な取扱いを求めるのが必要だ。そうでないと、個人情報保護条例はいらぬ。
- 委員： 記録の慎重取扱いという問題ではなくて、県が収集したものが目的外に、個人の刑罰を決めるときに使われること自体がどうなのかという問題がある。
- 委員： 証拠として採用されたら、何人も閲覧できるのか。
- 委員： そういう場合に、見せないように要請することはできるのか。
- 事務局： 要請しても訴訟記録の閲覧を担当する検察官がどのように判断するかは保証の限りではない。
- 委員： 保証の限りでないのなら、やはりセンシティブな情報であるし、本人又は法定代理人の同意を得て対応する方がいいと思う。
- 事務局： 回答の要件案で、「本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」としている。センシティブな情報の場合、提供の必要性があると認め、かつ、最終的に本人の権利利益の侵害がないことを確認するために、本人又は法定代理人に確認することもこの要件上、読み込めると思う。
- 委員： しかし、刑事訴訟法第279条の場合、様々なケースもあり得るので、ひとつの基準を決めるのはどうかという印象がある。
- 委員： 一般ルールとして刑事訴訟法第279条をどうするかということと、今回の対応をどうするかということがあがるが、さしあたり今回の対応をどうするか。
- 委員： 事務局案で行くとして、今回はその要件を充たしているのか。
- 事務局： 裁判所の書記官に照会の経緯等を聞いた上で判断すべきことであると考えている。
- 委員： 本件の場合も、本人又は法定代理人の同意を得て出してはどうか。
- 委員： 本人の弁護士に相談するだろうから、本件はその上で、ということではどうか。
- 委員： 一般論として常に同意を求める必要はないと思うが、本件の場合は同意を求めることでどうか。
- 刑事訴訟法第279条に基づく照会が少ないものならば、類型を作らないで個別に審議会にあげてもらおうというやりの方が適切かと思う。

- 事務局： それでは個別対応でお願いしたい。
- 委員： 本件は、保護者の了解を得た上で提出するということがかか。
- 委員： 異議なし。
- 委員： 刑事訴訟法第279条に基づく照会は極めて稀であり、また、極めてセンシティブな情報が想定されることから、類型化することなく、裁判所からの要請があった場合に本人同意を得られない場合は、速やかに審議会の意見を聴いた上で対応するということがどうか。将来的に要件等を含めて再検討をお願いしたいというのであれば、その時に検討するというのでどうか。
- 委員： 異議なし。

#### 個人情報保護条例の見直しについて

事務局より、諮問予定である旨の説明が行われた。

#### 7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第56回）資料